



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.82

発行：東濃西部広域行政事務組合

チケット不正転売禁止法が6月14日よりスタート！

チケットの高額転売などを禁止するため、チケット不正転売禁止法がスタートしました。この法律の対象になるチケットは、「特別興行入場券」という国内で行われるイベントで、興行主に同意のない転売を禁止する旨の明記があり、座席指定等がされたチケットです。また、不正転売とは、興行主に同意を得ず、個人・業者を問わず商売として高額で転売することで、これを禁じています。では、チケットを購入したのに都合で行けなくなった場合、どうしたらいいのでしょうか。その際は、正規(公式)のリセールサイトを利用してきましょう。正規(公式)サイトは興行主の同意があるサイトなので、希望者へ定価で転売できます。「高額でもいいからどうしてもチケットがほしい」という人もいます。しかし、正規で入手していないチケットは様々なトラブルに巻き込まれる可能性が高いため、必ず正規のルートで購入しましょう。



こんな相談ありました



10年以上前、娘のために仕立て付黒留袖反物を購入した。仕立てはいつでもいいと言われていたので長らく保管をしていた。そろそろ仕立てようと呉服屋に向くと、すでにその呉服屋はなくなっていた。

お店がなくなっていた場合、そのお店の事業を継承する事業者があれば、そこに仕立てを依頼できる可能性があります。しかし、そもそも10年以上前に契約した仕立てサービスを必ず受けることができるかという点、民法の時効が問題となります。民事債権の請求権は、権利行使をできる日を起算点とし10年で時効です。契約書に期限について記載があればそれに従いますが、ない場合は注意が必要です。

7月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	11件
訪問購入	0件
通信販売	34件
連鎖販売	1件
電話勧誘	7件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	24件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業